

## 東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

東近江市八日市公設地方卸売市場条例（平成17年東近江市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第45条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表）

第45条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

卸売市場法等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。